



報道機関各位



平成29年3月17日

室蘭開発建設部 広報官

胆振海岸の「海岸協力団体」を新たに指定

～海岸協力団体の指定は北海道内初！～

室蘭開発建設部においては、「海岸協力団体」の本年度の募集を行っておりましたところ、このたび、北海道内初の海岸協力団体として、胆振海岸で活動している白老町の「白老町環境町民会議」が、本日付けで指定されましたので、お知らせします。

また、室蘭開発建設部では、指定証の交付式を下記のとおり行いますので、あわせてお知らせします。

記

- 1 日 時 平成29年3月21日（火）13：30から
- 2 場 所 室蘭開発建設部2F会議室（室蘭市入江町1-14）
- 3 指定団体名 白老町環境町民会議

※海岸協力団体制度の詳細は、北海道開発局のホームページに掲載しています。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kyoryoku/kaigan.html

【問合せ先】	国土交通省	北海道開発局	室蘭開発建設部	電話(治水課)	0143-25-7045
	治水課	課長	高橋 慶久	(内線291)	
	治水課	上席治水専門官	石田 時代	(内線407)	

室蘭開発建設部ホームページアドレス

<http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/>

海岸協力団体

平成26年6月に海岸法の一部が改正され、海岸協力団体制度が創設されました。

「海岸協力団体」の創設

✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸管理者（国・都道府県等）

申請

指定

法人または団体（NPO等）

自発的活動

海岸協力団体の活動のイメージ



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができることとしています。

白老町環境町民会議のこれまでの活動紹介

- 指定団体：白老町環境町民会議
- 活動内容：平成21年から継続的に、胆振海岸（白老町地先）において、清掃活動（ヨコスト海岸クリーンアップ）を実施。
- 参加者：平成28年は、地元住民を含む約50名が清掃活動に参加。

写真提供：白老町環境町民会議



胆振海岸：海岸清掃活動



胆振海岸：海岸清掃活動